

書評 Joanne R. Bauer and Daniel A. Bell eds., The East Asian Challenge for Human Rights

著者	浅野 宜之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	42
号	6
ページ	81-84
発行年	2001-06
出版者	日本貿易振興会アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00007988

Joanne R. Bauer and Daniel A. Bell
eds.,

*The East Asian Challenge
for Human Rights.*

Cambridge: Cambridge University Press,
1999, xiii+394pp.

あさの のりゆき
浅野 宜之

はじめに

アジア諸国における人権については、これまでも多くの議論がなされてきた。そのなかには、本書でも取り上げられているように「アジア的価値」といわれるものをもとに人権の普遍性について疑義を呈するもの、アメリカのいわゆる人権外交とこれに対する中国の反論など、さまざまな理念、政策を背景にした主張が含まれている。そしてその多様さゆえに、議論の状況を把握することは決して容易ではないといえよう。

本書は、1994年から98年にわたって実施された国際プロジェクト「東アジアの発展とその人権への影響」をもとに編まれたものである。編者によれば、このプロジェクトの目的は、急速に経済的に発展し社会も変動しつつある東アジアの人々がいかに人権を受け入れ、権利にいかなる意味付けを与えようとしているかを明らかにすることにあった。なお、タイトルには「東アジア」と記されているが論考の中で取り上げられている国にはタイやマレーシアなどの東南アジア諸国、さらにはインドまでもが含まれている。

I 本書の構成

まず、以下に示す本書の構成に従いその内容を概観したい(副題は割愛した)。

- 序文 (Joanne R. Bauer and Daniel A. Bell)
- 第1部 「アジア的価値」論の批判的検討
- 第1章 リベラルデモクラシーとアジア的オリエンタリズム (井上達夫)
- 第2章 人権とアジア的価値 (Jack Donnelly)
- 第3章 人権と経済的発展 (Amartya Sen)
- 第2部 より包括的な人権制度に向けて
- 第4章 人権の文際的アプローチへ(大沼保昭)
- 第5章 人権に関する自発的な合意の条件 (Charles Taylor)
- 第3部 文化と人権
- 第6章 人権の文化的仲立ち (Abdullahi A. An-Na'im)
- 第7章 非西欧文化における人権議論の根拠付け (Norani Othman)
- 第8章 タイにおける売春と仏教 (Swanna Satha-Anand)
- 第9章 現代中国における人権と儒教的観念 (Joseph Chan)
- 第4部 経済発展と人権
- 第10章 東アジアにおける人権、社会正義そしてグローバリゼーション (Yash Ghai)
- 第11章 シンガポールおよび台湾における経済発展、法制整備および権利 (Kevin Y. L. Tan)
- 第12章 中国の国内移民に関する人権問題 (Dorothy J. Solinger)
- 第13章 台湾における反原発運動 (Mab Huang)
- 第14章 国際法概念としての「先住民」のアジアへの適用可能性 (Benedict Kingsbury)

序文の中で編者は、本書のタイトルについて、人権概念を他の観念によって置き換えるという意味での「人権に対する挑戦」ではなく、人権体制というものが、いかに非西欧社会の要請にも応えうるような包括的なものになりうるか、という意味での「人権への挑戦」というものにしてしていると述べている。様々な背景・立場を持つ論者による多様な議論をまとめた本書において貫かれている方針であるといえよう。

まず、個人の市民的・政治的権利を重視する人権観は、家族や社会を重視するアジアにはそぐわないとする、いわゆる「アジア的価値論」に対し検討を行っているのが、第1部に収められた論考である。

第1章では、アジア的価値論自体が、西欧とアジアの二項対立を前提としており、いわば「オリエンタリズム」の裏返しであることを指摘し、さらに個人主義的な西欧と共同体主義的なアジアという捉え方自体にも問題があるとする。そのうえで、アジアの状況がリベラルデモクラシーをより完全なものにする可能性を持つとしている。

第2章でドネリーは、種々の権利やこれを取り巻く状況について検討を加えたうえで、国際的な人権規範はアジアの人々にその文化を捨てさせるものではなく、むしろより良いものにするとしている。ただし、文化多元主義に基づく主張は、国際的人権規範の枠内でのみ認められるものとする。

第3章では、センにより、人権が本質的に重要であること、人権によって経済的安定のための政治的動機づけが生まれ、さらに価値の創造もなされることが指摘されている。

第2部は、人権についてより包括的に捉えるアプローチについての考察である。

第4章では、西欧側での人権に関するバイアスが指摘され、人類の精神的・物質的幸福の実現を目指す手段として、人権の文際的アプローチが提唱されている。ここでいう文際的とは、「文明」間という意味である。そして、ウィーン人権宣言作成の過程に見るように文際的正当性は強化されているとし、また現行の人権体制が、人権を市民的権利中心に見る見方から解放されることで、西欧中心主義的姿勢から自由になりうるとしている。

第5章では、哲学者のテイラーが、人権に関する合意というものは異なる精神的土台からも正当化されうるものであるとしたうえで、この合意のうちに存在する規範と、社会により異なりがちな法制度や正当化要因との3者間の峻別が必要であると指摘する。そして峻別に基づく具体的な検討の結果、合意のためには互いの伝統を理解することが求められるとしている。

第3部では、具体的な事例を通じて文化と人権との関連が考察されている。

第6章は、イスラーム集団アル・アルカムに対する、マレーシアでの拘禁の事例をもとに、人権の普遍性を確立するための、文化を仲立ちとするアプローチを提唱する。

第7章では、西欧の男女平等の観念はイスラームにはそぐわないとする言説は不適切であり、女性の権利は本来イスラームの教義に含まれているものであるとしたうえで、ムスリム女性の権利を求める運動はイスラームを土台として進められるべきであることが主張されている。

第8章は、タイでの売春労働に関して、これに女性が従事させられる要因のひとつとして仏教に基づく女性観があるとして、状況の改善に当っては伝統的価値観の中に権利の観念を醸成すること、そしてタイ女性の文化的地位向上を進めることが主張されている。

第9章は、アジア的価値論でも多く取り上げられる儒教に焦点を当てた論考である。筆者は、儒教の基本概念も人権の理念に沿うものであり、市民的自由についても、道具的概念としてこれを正当化しているとしている。そして、儒教と西欧的観念とが、人権に関して一定程度合意に達することは可能であると述べている。

第4部は、経済発展が人権に及ぼす影響についての、具体的なケースをふまえた論考により構成されている。

第10章で、筆者のヤシュ・ガイは、市場経済と国家体制について検討した後、東アジアでは経済発展が人権の伸長に貢献したとは言い難く、逆に国家以外の主体による人権侵害さえ明らかになったとする。そして、経済危機に見られるように、国家中心的な人権に関する議論から視野を広げていく必要を説く。

第11章において、台湾とシンガポールを題材に経済発展と人権の伸長について検討したタンは、経済発展の人権状況への影響を積極的に評価し、世代の交代と社会のグローバリゼーションが、人権尊重の新たなアプローチを進展させると述べる。

続く第12章では、中国における国内移民、とくに

農村部から都市部への移動労働者の置かれた状況を、ドイツや日本における外国人労働者の状況と比較したうえで、労働者の権利の展望を提示している。

第13章では、台湾における反原発運動が、環境権を政治課題とさせることに成功したのみならず、表現の自由、集会・結社の自由等の保障、さらには間接的に民主化に貢献したとする。

最後に第14章では、開発事業によって権利侵害を受けることの多い「先住民」について、人権状況把握のためにその定義の明確化が必要であるとし、定義のための基準を提案している。

II コメント

冒頭で述べた通り、「アジア」の立場からの人権の普遍性への疑義は、複数の理念や政策をもとになされている。これを、人権の制約要因として国民の生活向上の必要を挙げる「開発モラトリアム論」と「文化相対主義的言説」とに分類する意見があるが[安田 1999, 80]、後者もまたいくつかのパターンに分けることができよう。そのひとつが、前述のいわゆる「アジア的価値」論であり、別のものがアジア伝統の思想にも元来人権と同種の観念が存在するという考えである。アジアにおける人権について議論するとき、これらの立場がしばしば複雑に用いられることがあり、議論を困難にさせる要因ともなっている。本書は先にその構成を見た通り、アジアにおける人権を議論する際に留意すべきテーマごとに4部構成をとっており、議論の焦点が明確に整理されている。

本書で取り上げられているテーマの中でも論考の多くがふれているのが、アジア的価値論、あるいは文化と人権の関係である。

「アジア的価値」論に関しては、本書に収められた論考はいずれもこれに対して批判的であり、またこの考えのもつ論理的問題性を明らかにしている。ただし、「アジア的価値」論が先進諸国主導の経済、社会面でのグローバリゼーションに対する反発、あるいはグローバリゼーションに誘発されて自らの体制が脅かされることに対する怖れからくるものであ

るとするならば、その論理的矛盾を追求するのみならず、こうした反発する姿勢を生み出す西欧諸国側の対応というものも見つめ直して行く必要がある。この点に言及しているのが、たとえば第4章の大沼論文であり、また第5章のテイラーの論考である。さらに、第3部の各論文も、直接的に西欧諸国側の姿勢について言及はしていないものの、各地域における文化を尊重することの重要性を説く。

また、第3部の論考の中には、先に述べたアジアに存在する伝統的な思想の中の、人権概念に類似する点について言及したのが見られる。このような考え方は第7章で取り上げられたイスラームや第9章で取り上げられた儒教のほか、ヒンドゥー教に関する議論の中でも見られることがある。このような考え方をふまえて人権概念の普遍性を主張するのか、あるいはすでに人権概念が存在することをもとに西欧諸国による人権外交に反発するのかは、論者の立場によって異なるものとなる。ただし、各地の文化を人権とは対立するものとして捉えるのではなく、文化を土台にして人権状況の改善を図るという見方があることを考え合わせれば、少なくともそれぞれの伝統文化の中に存在する人間の尊厳や権利についての考え方を理解し、人権概念との異同を明確にしていく必要があるであろう。

経済発展と人権に関する議論もまた、これまでさまざまな側面からなされてきた。例えばいわゆる「開発の権利」をめぐる議論や、開発に伴う人権の侵害とその救済に関する議論等がそれである。とくに、近年のアジア諸国の経済発展および1997年の経済危機と世界的なグローバリゼーションの間には深い関係があり、本書にもグローバリゼーションと人権との関連について言及した論考が収められている。

第10章でヤシュ・ガイは、グローバリゼーションによってこれまでとは異なり、国家以外の主体による人権侵害が起こると主張するなどしてグローバリゼーションの人権への影響を否定的に捉えている。これに対して、第11章の筆者タンは、社会の変化によって人権観念の浸透が期待できるとして、グローバリゼーションの進展を比較的肯定的にみている。いずれの見解も社会がグローバリゼーションの波に

さらされ、近代法原理にもとづく行動様式の拡がり
が人権状況にも影響を及ぼするという点について
は意見が一致している。したがって、同じ事象に対
する評価の違いが、論者の考え方の違いにもとづい
て現われているということができよう。すなわちガイ
は、グローバリゼーションによって取り残される
人々に視点を置き、タンは経済・社会のグローバル
化のなかで力をつけてくる新しい世代に視点を置い
ているということができる。

これまで、発展と人権という問題について議論す
る際には、基本的にガイのような視点から出される
意見が多かったと思われるが、今後は、タンのような
視点も含めて、総合的に経済活動による人権への
影響を考える必要が出てきているといえよう。

もうひとつ、アジアにおける法と人権を考えるう
えで注目すべき論考として第14章の先住民の基準に
ついてのものが挙げられる。アジアにおける法につ
いての、キーワードのひとつが多元性である(注1)。
先住民という存在が、アジア法の多元的な構造の中
でどのような位置を占めうるのか。この問いに対す
る答えは国や地域によっても異なってくるものでは
あるが、いずれにしても先住民の権利について検討す
るためには、その人権侵害の状況を検討するのみならず、
多元的な法体制の中での先住民の位置づけを
把握する必要があると考えられる。この点からも、
第14章の論考が提起する課題は重要なものであると
いえよう。

ま と め

以上見たように、本書にはアジアにおける人権を
めぐって議論されてきたテーマを、広くカバーする

論考が収められている。あえて課題を探るとすれば、
本書で示されている視点は基本的に近代法原理を土
台にしたものであって、たとえば共同体というもの
をどのように法あるいは権利主体として取り扱うべ
きかといった、アジアにおける人権を考える際に重
要なポイントについては確とした答えを示している
わけではないという点が挙げられよう。しかし、第
14章のキングスバリーの論考はこの点に関して注目
すべきヒントを提起していると思われる。このヒ
ントも視野に入れつつ、個人のみならず集団にも着
目して人権の享有主体に関して検討を行うことは、
今後のアジアにおける人権概念、さらには西欧諸国
内部の多文化主義的傾向をも考え合わせるならば、
21世紀の世界全体における人権概念の変動を考察
するために必要となろう。

このように、本書は今後検討されるべき課題への
ヒントともなるべき視点を様々に提供しており、東
アジアに限らず非西欧諸国における人権について、
さらには人権概念の今後を考えるうえで重要な一冊
である。

(注1) アジア法の多元性については、千葉(1998)
参照。

文献リスト

- 千葉正士 1998. 『アジア法の多元的構造』成文堂。
安田信之 1999. 「人権・個人的なものか社会的なものか」今井弘道・森際康友・井上達夫編『変容するアジアの法と哲学』有斐閣。

(聖母女学院短期大学専任講師)